

香川県報



号外2

平成 15 年

11月14日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

選挙管理委員会告示

○平成十五年十月二十六日執行の東かがわ市の議会の解散投票における投票の効力に関する審査の申立てに対する裁決の要旨 一

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第二百二十五号

平成十五年十一月四日付けで東かがわ市引田二六六一番地二九の清船豊志及び東かがわ市水主四二一六番地二の大森修仁から提起された平成十五年十月二十六日執行の東かがわ市の議会の解散投票における投票の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、平成十五年十一月十四日次のとおり裁決したので、地方自治法第八十五条第一項において準用される公職選挙法第二百二十五条の規定により告示する。

平成十五年十一月十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

裁 決 書

東かがわ市引田二六六一番地二九

審査 申 立 人 清 船 豊 志

東かがわ市水主四二一六番地二

審査 申 立 人 大 森 修 仁

高松市丸の内一〇の一 大和生命ビル一階

右申立代理人弁護士 武 田 安 紀 彦

高松市丸の内一〇の一 大和生命ビル三階

右申立代理人弁護士 木 田 一 彦

右審査申立人から、平成十五年十一月四日付けで提起された平成十五年十月二十六日執行の東かがわ市の議会の解散投票における投票の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成十五年十月二十六日執行の東かがわ市の議会の解散投票における投票（以下「本件投票」という。）における投票の効力について、同年十月二十七日東かがわ市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し異議の申出をしたところ、市委員会は同年十月三十一日この異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、市委員会の決定を取り消し、本件投票が無効であるとの裁決を求めるといふものである。

その理由とするところは、審査申立書の内容を要約すれば、次のとおりである。
一 本件投票は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第七十六条第三項の規定に基づき執行されたものであるが、議会の解散請求は、直接民主主義に基づく住民自治の徹底を期するために特別に定められた規定であつて、その請求には、正当又は相当な理由が必要である等一定の制限があると言ふべきものである。

本件投票は、東かがわ市議会議員の任期を、合併に伴い二年間延長したことを不服としてなされたものであるが、当該延長は、住民も参加した合併協議会において法的に有効に成立した合併協定書により定められた事項であつて、これを理由とする議会の解散請求を認めると、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号。以下「合併特例法」という。）の範囲内で正当に認められた二年間の任期延長を事実上無効にすることとなり、不当である。よつて、これを理由とする議会の解散請求は正当な理由を欠き、できないと言ふべきである。

二 自治法第七十九条は、一般選挙のあつた日から一年間は解散の請求ができないと規定しており、この規定の立法趣旨は、議会の解散請求の濫用によつて一旦行った選挙の結果を覆し、議会及び議員全体の地位を不安定にすることから一定の制限を定めたものである。換言すれば、法的安定性の見地から、住民の意思を問うてから一年間は解散請求

をできないと定めたものである。

東かがわ市は、住民も参加した合併協議会において締結された合併協定書により、本年四月に成立したものであり、その成立には、住民の意思も含まれていると見るべきであり、住民の意思を問うてから一年間は解散請求をできないとしている同条の立法趣旨に合致するものであって、同条を適用又は準用して本件投票は無効であると言ふべきである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、慎重に審理した。

本件投票は、自治法第八十五条の規定に基づき、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)。

以下「公選法」という。)中、普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用して行われたものであり、審査申立てについても、原則として公選法の規定が準用されている。

以下、申立人の主張する審査申立ての理由について、本件投票が無効とされる場合に該当するか否か検討する。

一 申立理由一について

東かがわ市議会の議員の在任に関する特例(以下「在任特例」という。)は、議員及び行政関係者並びに地域の有識者等を構成員とする合併協議会で協議され、合意に至った後、合併特例法第七条第四項で準用する同法第六条第八項により、合併関係町の議会の議決を経て、最終的に決定されたものである。在任特例は、任期満了前における議員の身分の喪失が自主的な合併の推進に当たつて障害となること等に鑑みて設けられた措置であるが、合併市町村において選挙を行わずに議員の在任を認める極めて例外的な措置であることから、この制度の活用に当たつては、住民の意向を十分配慮し、この特例制度を採用する必要性を明確にするとともに、在任期間の決定についても合併関係自治体の議会の議員の在任期間との均衡にも配慮すべきであると考えられる。

また、合併特例法は、第七条第一項において、自治法第九十一条の市町村議会の議員の定数に関する特例として「合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。」と規定しているのみであつて、他に議会の解散の請求について特例を定めた規定は、同法中には存在しない。すなわち、合併特例法は、合併関係市町村の住民の理解を得た上で、協議し、議会の議決を経て在任特例の適用が可能であることを規定しているのみであつて、自治法で規定

する議会の解散請求の適用を排除してまでも議員の任期を保障するものではない。

次に、議会とは、住民のうちから選挙された議員をその基本的な構成員とするものであつて、日本国憲法は、地方公共団体の議会については、議員の全員が住民の直接選挙によるものと定めている。言うまでもなく、地方行政の民主的運営は、代表民主制の方式によることを適当とし、住民は、選挙を通して間接に地方行政に参与しているものである。

しかしながら、住民自治の実現をはかるには、この方式のみでは十分ではない場合もありうるので、自治法は、補完的に住民が直接に地方行政に参加できる途を開き、住民自治の徹底を期すこととしている。ことに、代表民主制の方式による地方行政の運営が住民の意思に反する状態に陥つた場合などには、住民に直接その意思を表明する手段を与え、これによつて代表民主制に伴う欠陥を是正させることが必要であるからである。

自治法第七十六条は、このような趣旨に基づき設けられたものであつて、全体としての議会の行動が住民の意思から遊離していることこそが解散請求の原因であり、それ以上具体的な理由を求めたり、当該理由によつて解散請求を制限する趣旨ではない。したがつて、本条においては、解散請求を具体的な理由によつて制限する旨の文言は存在せず、在任特例期間中と言えども本条の例外とはなり得ないものである。よつて、在任特例期間中の解散請求はできないとの申立人の主張には理由がない。

二 申立理由二について

自治法第七十九条は、議会解散請求権行使の制限に関する規定であり、議会の解散請求は、その一般選挙のあつた日から一年間及び解散の投票のあつた日から一年間はこれを行うことができない旨定めている。この趣旨は、議会解散請求権の濫用を防止する法意もあるが、むしろ、住民の参政権の間の調整ともいふべきものであつて、住民の多数で選挙した議員をもつて構成する議会を短期間のうちに直接請求により解散させることができることは、適当でないと考えられたものである。

本条にいう一般選挙とは、公選法第三十三条により地方公共団体の議会の議員の定数の全員について行ふ選挙をいうとされている。すなわち、本条はあくまでも、議員定数全員に係る選挙があつた場合等の制限について規定したものであつて、合併特例法による在任特例は一般選挙が行われたものではなく、よつて、本条を適用又は準用した結果、本件投票は無効であるという申立人の主張を採用することはできない。

三 以上の結果、本件投票を無効とする申立人の主張にはいずれも理由がなく、市委員会
が申立人による異議の申出を棄却したことは結論において正当である。
よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成十五年十一月十四日

香川県選挙管理委員会委員長

大 林 一 友

平成十五年十一月十四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています